Reio Associated Repository of Academic resouces	
Title	自由貿易協定と経済厚生 : Kemp-Wan定理を超えて
Sub Title	Regional free trade agreements and economic welfare : beyond the Kemp-Wan theorem
Author	大山, 道広(Oyama, Michihiro)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2004
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.97, No.1 (2004. 4) ,p.5- 14
JaLC DOI	10.14991/001.20040401-0005
Abstract	地域的自由貿易協定(RFTA)が世界中で締結されるようになり、グローバルな貿易自由化を推進するGATT/WTO との整合性、ひいては世界の資源配分に及ぼす影響が論議されている。有名なKemp-Wan定理(1976)は、関税同盟が域外諸国の経済的厚生を損なうことなく域内諸国の経済厚生を改善するための十分条件を明らかにし、この論議に一つの出発点を与えた。しかし、現在行われているRFTAの多くは参加諸国が対外関税や数量制限を独自に設定する自由貿易地域、それも事実上一部の域内関税を残存させる部分的で不完全な自由貿易地域ないし特恵関税協定であり、Kemp-Wan定理をそれらに適用する際にいかなる修正が必要かについては明確にされていない。本稿では、そのような取り決めが域外国に悪影響を及ぼすことなく域内各国の経済厚生を高めるために満たすべき新しい有意味な十分条件を示し、この論議に一石を投じる。As Regional Free Trade Agreements have been entered into by nations around the globe, their compatibility with GATT/WTO, which promotes global trade liberalization and eventually their influence on global allocation of resources, has been discussed. The famous Kemp-Wan theorem elucidated a sufficient condition required for improving the economic welfare of the nations within a region, without the customs union damaging the economic welfare of nations outside of the region. Since, however, many of existing RFTAs are free trade zones where participating nations independently set external customs and quantitative restrictions, or even imperfect free trade zones or preferential tariffs treaties where intra-regional customs effectively remain in place, it has not been made clear which corrections are needed when applying the Kemp-Wan theorem to these instances. This study demonstrates a new meaningful sufficient condition for improving the economic welfare of intra-regional nations, without harming the nations outside the region, thus raising a question in
Notes	the discussion of this topic. 小特集: 経済学の進路
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20040401-0005

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

自由貿易協定と経済厚生 —Kemp-Wan 定理を超えて—

Regional Free Trade Agreements and Economic Welfare: Beyond the Kemp-Wan Theorem

大山 道広(Michihiro Ohyama)

地域的自由貿易協定(RFTA)が世界中で締結されるようになり、グローバルな貿易自由化を推進する GATT/WTO との整合性、ひいては世界の資源配分に及ぼす影響が論議されている。有名な Kemp-Wan 定理(1976)は、関税同盟が域外諸国の経済的厚生を損なうことなく域内諸国の経済厚生を改善するための十分条件を明らかにし、この論議に一つの出発点を与えた。しかし、現在行われている RFTA の多くは参加諸国が対外関税や数量制限を独自に設定する自由貿易地域、それも事実上一部の域内関税を残存させる部分的で不完全な自由貿易地域ないし特恵関税協定であり、Kemp-Wan 定理をそれらに適用する際にいかなる修正が必要かについては明確にされていない。本稿では、そのような取り決めが域外国に悪影響を及ぼすことなく域内各国の経済厚生を高めるために満たすべき新しい有意味な十分条件を示し、この論議に一石を投じる。

Abstract

As Regional Free Trade Agreements have been entered into by nations around the globe, their compatibility with GATT/WTO, which promotes global trade liberalization and eventually their influence on global allocation of resources, has been discussed. The famous Kemp—Wan theorem elucidated a sufficient condition required for improving the economic welfare of the nations within a region, without the customs union damaging the economic welfare of nations outside of the region. Since, however, many of existing RFTAs are free trade zones where participating nations independently set external customs and quantitative restrictions, or even imperfect free trade zones or preferential tariffs treaties where intra-regional customs effectively remain in place, it has not been made clear which corrections are needed when applying the Kemp—Wan theorem to these instances. This study demonstrates a new meaningful sufficient condition for improving the economic welfare of intra-regional nations, without harming the nations outside the region, thus raising a question in the discussion of this topic.

自由貿易協定と経済厚生*

---Kemp-Wan 定理を超えて----

大山道広

要 旨

地域的自由貿易協定(RFTA)が世界中で締結されるようになり、グローバルな貿易自由化を推進するGATT/WTOとの整合性、ひいては世界の資源配分に及ぼす影響が論議されている。有名な Kemp-Wan 定理(1976)は、関税同盟が域外諸国の経済的厚生を損なうことなく域内諸国の経済厚生を改善するための十分条件を明らかにし、この論議に一つの出発点を与えた。しかし、現在行われているRFTAの多くは参加諸国が対外関税や数量制限を独自に設定する自由貿易地域、それも事実上一部の域内関税を残存させる部分的で不完全な自由貿易地域ないし特恵関税協定であり、Kemp-Wan 定理をそれらに適用する際にいかなる修正が必要かについては明確にされていない。本稿では、そのような取り決めが域外国に悪影響を及ぼすことなく域内各国の経済厚生を高めるために満たすべき新しい有意味な十分条件を示し、この論議に一石を投じる。

キーワード

自由貿易協定, GATT 第24条, 関税同盟, 特恵関税協定, Kemp-Wan 定理

1. はじめに

EU(欧州連合)、NAFTA(北米自由貿易協定)の成立をきっかけとして、1990 年代から世界中で RFTA(地域的自由貿易協定)の動きが活発化している。他方、同じ時期に GATT(関税貿易一般協定)を継承する WTO(世界貿易機関)が発足し、グローバルな貿易自由化を推進する組織としての活動を開始した。当面、世界貿易の自由化は、RFTA と WTO という異なる方向に進みかねない 2 つの機関車に牽引されて進んでいるように見える。RFTA は、域内貿易の自由化を促進する半面、域外の GATT 締約国に対して差別的な効果を及ぼしマーケット・アクセスを阻害する可能性がある。これに対して、WTO は締約国のマーケット・アクセスを拡大するための交渉の場を与えると共に、合意されたマーケット・アクセスが実現され、確保されることを保証する機関と見なす

^{*} 慶應義塾大学経済学会コンファレンスで発表した草稿を書き直したものである。本稿の作成にあたっては、討論者の大東一郎氏をはじめ、出席者の方々からいただいた有益なコメントを参考にした。また、大学院高度化推進研究費助成金による援助を活用した。ここに記して謝意を表したい。

ことができる。 問題は、この両者がいかなる条件の下で整合的かつ補完的に機能しうるかである。 Bagwell and Staiger(2002)は、マーケット・アクセス保証の観点に立てば環境基準や労働基準の 問題を WTO の規定と矛盾無く解決できると論じている。本稿では、同様の観点から、RFTA の域 外締約国に対する差別的効果の問題にも対処できることを示す。

GATT 第24条は、最恵国待遇原則に対する例外として一定の条件を満たす自由貿易地域、関税同盟などを容認している。その条件の中で特に大切なのは、他の締約国に対する関税その他の貿易障壁を従来より厳しくしてはならないとする規定(第24条の5)である。この条件が何を意味するかについては諸説あるが、ひとつの有力な解釈は域外諸国との従来の貿易量を以前と同一水準に保つように関税などの貿易障壁を調整すると読むものである。そのような取り決めが他の締約国のマーケット・アクセスを損なわないことを保証するという意味で、これはWTOの基本目的と整合的なRFTAのあり方を明確にするものである。この条件を満たす関税同盟が世界の資源配分を改善することが Kemp(1964)、Vanek(1965)によって示唆され、Ohyama(1972)および Kemp and Wan(1976)により一般均衡モデルを用いて証明された。この結果は RFTA の発展と共に学界で注目され、Kemp-Wan 定理として知られるようになった。McMillan(1993)はこの定理に依拠して、域外諸国との貿易量を減らさないことを条件として明示するように第24条を改正することを提案をしている。

GATT 第24条は、自由貿易地域及び関税同盟が満たすべきもうひとつの条件として、すべての財について域内の関税その他の貿易規制を撤廃することを求めている。この条件の意味するところは明快であり議論の余地はあまりないが、文字通りそれを満たすことは難しく、場合によってはFTAの実現をさまたげる効果を持つ。従来、日本はGATT/WTOの場におけるグローバルな貿易自由化にコミットするとして、RFTAにはあまり関心を示さなかったが、近年のRFTA盛行を見て、ようやく重い腰をあげ、2002年にシンガポールとの間で自由貿易協定を締結した。その後、メキシコ、タイ、韓国、マレーシア、フィリピンなどとも協議を進めている。しかし、国内農業を保護する関税などの規制を撤廃することが政治的に困難であり、交渉は難航している。すべての財について域内の貿易障壁を撤廃すべしというGATT 第24条の条件の経済学的な意義は必ずしも明確でないが、なぜかこれまで理論的に考察されることは少なかった。

本稿では、経済理論で広く用いられている一般均衡モデルによって、一部の産業についてのみ域内の貿易制限措置を軽減・撤廃するような「部分的自由貿易地域」(partial free trade area)が域外国に悪影響を及ぼすことなく域内各国の経済厚生を高めるために満たすべき条件を導く。この条件は、Kemp-Wan 定理に示された関税同盟が満たすべき条件、さらにはOhyama(2002)で明らかにされた自由貿易地域が満たすべき条件を内包するものであり、その意味でそれらの一般化になって

⁽¹⁾ たとえば, Hoekman and Kostecki (1995), pp.30-32 参照。

いる。現実に行われているほとんどすべての地域的自由貿易協定は「部分的自由貿易地域」を形成しようとするものであるから、このような一般化には相当の現実的意義があると思われる。以下、2節では、本稿で用いる厚生評価の方法を説明し、第3節でそれを用いて Kemp-Wan 定理を再確認するとともに、本稿の主要命題を述べ、証明する。最後に、第4節で本稿の主要命題の含意について補足する。

2. 関税と経済厚生

何事であれ、それが経済厚生に及ぼす効果を明らかにするためには、その判断基準を用意する必要がある。経済学で最も広く受け入れられている基準は、異なる経済状況を資源配分の効率性によって比較するパレート優越性の基準である。かつて筆者は、この基準によって異なる状況の経済厚生を比較するための簡便なフォーミュラを導き、国際貿易にかかわるさまざまな問題に適用したことがある(Ohyama(1972)参照)。ここでは、以下の分析に必要な限り単純化して、その方法を示しておきたい。世界に有限個の財(サービスを含め)があるものとし、それらの財の対外取引に従事する一国(あるいは何らかの国家連合)の静態完全競争経済を想定する。これらの財は最終消費財であっても中間財ないし生産要素であってもよい。また、貿易財であっても非貿易財であってもよい。2つの異なる状況 S'、S'' について関税が課せられている開放経済の均衡を考える。ただし、単純化のために、国内(あるいは連合内)の消費や生産に対する課税・補助金や外部経済は存在しないものとする。いま p'、p'' を状況 S'、S'' における国内(あるいは連合内)の均衡価格ベクトル、x'、x'' を均衡消費量ベクトルとすると、所得分配の如何にかかわらず

$$p''x'' \ge p''x' \tag{1}$$

という関係が成立するならば,この国(もしくは連合)の観点から見て,S'' は S' に比べて経済厚生上潜在的にすぐれている(もしくは劣っていない)ということができる。この場合,すべての消費者の効用が S' おいて S'' より高くなることはありえないからである。 もしある財が直接消費されない中間財ないし生産要素である場合には,その消費量はいつでもゼロとなる。状況 S'' において,財 i の輸入に従価税率 t_i の関税が課せられているものとしよう。このときの国際価格(あらゆる供給源からの輸入価格)ベクトルを g'',i 番目の対角要素を t_i'' とする対角行列を T'' とすると,内外の価格は

$$p'' = (I + T'')q'' \tag{2}$$

によって結びつけられる。さらに、y'、y'' を S'、S'' の均衡生産量ベクトル、a'、a'' を同じく初期

⁽²⁾ Ohyama (1972), Lemma 1 参照。

保有(賦存)量ベクトル、e'、e'' を超過需要量(純輸入量)ベクトルとすると、

$$e' = x' - y' - a' (3)$$

$$e'' = x'' - y'' - a'' \tag{4}$$

と書くことができる。もしある財が非貿易財であれば、その超過需要量はいつでもゼロとなる。状況 S'、状況 S'' における自余の世界からの純移転所得を b'、b'' で表すと、経常収支均衡の条件は

$$q'e' = b', (5)$$

$$q''e'' = b''. (6)$$

と書ける。S' と S'' との間で初期保有に変わりがない (a'=a'') とすると、(2)、(3)、(4)、(5)、(6) から

$$p''x'' - p''x' = b'' - b' + (q' - q'')e' + q''T''(e'' - e'') + p''(y'' - y'')$$

$$\tag{7}$$

という関係が導かれる。ここで、企業が利潤を最大にするように行動しているとすれば、完全競争の仮定から p''y'' > p''y'' となる。これより、次の命題が得られる。

基本定理(関税下の厚生比較):状況 S'' は、状況 S' に比べて、以下の条件のもとで経済厚生上潜在的にすぐれている(もしくは劣っていない)といえる。

$$b'' - b' + (q' - q'')e' + q''T''(e'' - e') \ge 0$$
(8)

ここで,条件(8)の左辺第1項はS'からS''に移行することに伴う移転所得の変化,第2項は交易条件の変化,第3項は状況S''の関税率で評価した関税収入の変化を示している。第1項は移転所得効果,第2項は交易条件効果,第3項は関税収入効果と呼ぶことができよう。条件(8)が満たされるとしても,状況S''が状況S'に比べて経済厚生上実際にすぐれている(もしくは劣っていない)と判断できるためには,状況S''の所得分配が状況S'のそれよりも劣っていないと認定できることが必要である。この認定は,事実判断だけでなく,何らかの価値判断を含むものであることに注意しよう。

⁽³⁾ この不等式は、通常完全競争のもとでのみ妥当すると考えられているが、多くの産業で財市場が寡占の状態にある場合にも、すべての産業のマークアップ比率が均等で、独占度が一定に維持されるという条件のもとでは妥当性を失わない。Ohyama (1999) 参照。

3. Kemp-Wan 定理と部分的自由貿易地域

基本定理の応用として、関税同盟に関する Kemp-Wan 定理を確認することからはじめよう。Viner (1950) の先駆的な業績の影響のもとで、関税同盟のような特恵貿易の取り決めが世界の資源配分に及ぼす効果は一般に確定できないとする不可知論が受け入れられ、条件付きでその結成を容認する GATT 第 24 条の経済厚生的意義は長く疑問視されてきた。1970 年代半ばにいたって、その論調に一石を投じたのが Kemp-Wan (1976) である。GATT 第 24 条の「関税同盟にせよ自由貿易地域にせよ、域外に対する貿易障壁を高めてはならない」という条件は曖昧であるが、「域外との貿易量を縮小してはならない」と解釈することも可能である。Kemp-Wan 定理は、この解釈のもとでGATT の条件を満たすような関税同盟は世界の資源配分を改善するとするもので、経済理論の観点から地域経済統合の評価に決定的な転換を促したといえる。

命題 1(Kemp-Wan 定理):関税同盟が対外共通関税を適切に調整することによりすべての財について域外諸国との貿易量を同盟結成以前の水準に保つならば、参加国の潜在的厚生は高められ、域外国のそれが損なわれることはない。

証明 関税同盟参加国の国家連合に基本命題を適用する。S' が関税同盟前の状況,S'' が同盟後の状況に対応するものとする。同盟は対外共通関税をすべての財について域外諸国との貿易量を同盟前の水準に維持するように設定するとすれば,e'=e'' となるから,(5),(6) 式から条件 (8) が等号で成立し,加盟国全体の潜在的厚生が増加することがわかる。自余の世界は仮定によって影響を受けないから,この関税同盟によって世界全体の資源配分が改善されるといえる。(証明終)

旧稿(Ohyama(2002))で,筆者は Kemp-Wan 定理と同趣旨の主張が「自由貿易地域」(free trade area)についても一定の条件のもとでなりたつことを示した。 自由貿易地域というのは,そこに参加する各国が独自の関税政策を維持しながらすべての産業について域内貿易に対する関税などの貿易規制を撤廃するものである。しかし,現実に企図されている多くの FTA は,一部の産業についてのみ域内関税を撤廃し,他の産業については域内関税などの規制を留保している。本稿では,そのような「部分的自由貿易地域」(partial free trade area)も対象に含めるかたちでこの主張をさらに一般化したい。次の命題は,部分的自由貿易地域が内外各国の潜在的厚生を高めるための

⁽⁴⁾ 大山 (1999) も参照。この論文は Ohyama (2002) よりも前に日本語で書かれたもので、関税同盟や自由貿易地域を含め、GATT/WTO ルールの経済的意義についてより包括的に論じている。

条件を明確にするものである。

命題 2 (部分的自由貿易地域):部分的自由貿易地域において、域内各国が対外関税・補助金を適切に調整することにより、すべての財について域外諸国との貿易量を協定締結以前の水準に保ち、正の域内関税が課されるすべての財について域内諸国との貿易量を以前の水準より減らさず、負の域内関税(貿易補助金)が与えられるすべての財について域内諸国との貿易量を以前の水準より増やさないならば、域内各国の潜在的厚生を高められ、域外国のそれが損なわれることはない。

証明 S' が自由貿易地域形成以前の状況,S'' が形成以後の状況として,それに参加するi国に厚生比較の基本定理を適用する。i国の対外総貿易量のベクトルを e_i で,域内国との貿易量のベクトルを e_{im} で,域外国とのそれを e_{in} で表すと, $e_i=e_{im}+e_{in}$ という関係がある。このとき,命題 2の条件の下では $e_{in}''=e_{in}'$ が満たされることを考慮すると厚生比較定理の条件(8)は

$$b_i'' - b_i' + (q' - q'')e_i' + q''T''(e_{im}'' - e_{im}') \ge 0$$
(9)

と書くことができる。命題2の条件から左辺第3項は非負となり、上式は

$$b_i'' - b_i' + (q' - q'')e_i' \ge 0 (10)$$

のときに満たされる。i 国が域内国から受け取る純移転所得を b_{im} ,域外国から受け取るそれを b_{in} で表すと, $b_i=b_{im}+b_{in}$ である。簡単化のために, $b_{in}''=b_{in}'=b_{im}'=0$ と仮定しよう。このとき,上式はさらに

$$b_{im}'' + (q' - q'')e_i' \ge 0 \tag{11}$$

と書き直される。この不等式は,

$$b_{im}^{"} = (q'' - q')e_i' \tag{12}$$

ならば、すなわち自由貿易地域形成に伴うi国の交易条件の悪化による損失が域内他国からの所得移転によって補償されるならば、等号で満たされる。このような所得移転は、地域全体として実現可能である。なぜなら、すべてのRFTA参加国について(12)式を集計すれば

$$\sum b_{im}^{"} = (q^{"} - q^{'}) \sum (e_{im}^{'} + e_{in}^{'}) = 0$$
(13)

となるからである。各財について加盟国全体としての域内向けの総輸出は域内からの総輸入に等しいことから $\sum e'_{im}=0$, 命題 2 の条件と RFTA 全体としての経常収支均衡条件から $\sum q''e'_{in}=\sum q''e'_{in}=0$, $\sum q'e'_{in}=0$ となることに注意しよう。 (証明終)

関税同盟に関する命題 2 (Kemp-Wan 定理) を自由貿易地域に当てはまるように拡張した Ohyama (2002), Krishna and Panagaria (2002) の主張は命題 2 の系としてただちに導かれる。

系(Ohyama (2002), Krishna and Panagaria (2002)):自由貿易地域において、域内各国が対外 関税・補助金を適切に調整することにより、すべての財について域外諸国との貿易量を協定締結以 前の水準に保つならば、域内各国の潜在的厚生を高められ、域外国のそれが損なわれることはない。

以上の命題について注意すべきことを 2 点指摘しておきたい。第 1 に,この命題の条件が理論的に実現可能であるためには,各国が域外諸国と貿易するすべての財に対する関税ないし貿易補助金を独立に自由に調整できなければならないことである。その場合,各国,各地域が生産する財は,同一の用途を持つものであっても,別々の財として区別され,制御されることになる。もうひとつは,自由貿易地域に参加する諸国の間で,交易条件が有利化した国から不利化した国に補償が行われることを前提としていることである。この前提が崩れれば,自由貿易地域に参加する諸国全体の潜在的厚生が高まるとしても,各国の潜在的厚生が高まるとはいえない。

命題 2 は部分的自由貿易地域に関わるものとして述べられているが、一部またはすべての財について域内関税が完全には撤廃されないという意味で「不完全な自由貿易地域」(incomplete free trade area)すなわち「特恵的に関税が引き下げられる地域」が形成されることがある。また、既存の FTA で残存していた域内関税の撤廃がはかられることも多い。これらの場合にも適用できるように、命題 2 を拡張することができる。

命題3 (特惠的関税引下げ):ある地域で従来域内関税が存在していた任意の産業の生産物について新たに域内関税を撤廃するか軽減する取り決めがなされるものとしよう。このとき、域内各国が対外関税・補助金を適切に調整することにより、すべての財について域外諸国との貿易量を協定締結以前の水準に保ち、正の域内関税が課されるすべての財について域内諸国との貿易量を以前の水準より減らさず、負の域内関税(貿易補助金)が与えられるすべての財について域内諸国との貿易量を以前の水準より増やさないならば、域内各国の潜在的厚生を高められ、域外国のそれが損なわれることはない。

証明 S' が従来の状況,S'' が新たな取り決め以後の状況として,それに参加するi国に厚生比

^{(5) 「}政策目標が固定的に与えられる場合,その実現のためには政策目標と少なくとも同数の政策手段が 自由に利用可能でなければならない」とする Tinbergen の定理を想起されたい。Tinbergen (1952) 参照。

較の一般定理を適用し、命題2の証明と同様の手順を踏めばよい。(証明終)

既存の FTA については、域内関税のさらなる撤廃の取り決めは貿易自由化の進展として歓迎されこそすれ、問題視されることは少ない。しかし、そのような取り決めが無条件に内外諸国の経済厚生を高めるとはいえない。特に、域外国は貿易転換効果によって交易条件が不利化し損失を被る可能性が大である。域内国であっても、新たに関税が撤廃された財の輸入が増加し、それと代替関係にあり関税が存続する財の輸入が減少すれば、関税収入を失うことになる。

これまで述べてきた諸命題は、自由貿易協定が関係諸国の潜在的経済厚生を高めるために満たすべき十分条件を明らかにしている。しかし、これらの条件はその目的のために必要ではない。一国の対外貿易量を各財について以前と同じ水準に維持したり、それより増減しないように関税率を調整するためには、膨大な情報量と政策手段(この場合には国ごとに差別的な輸入関税や輸出補助金)が必要になる。そこで、厚生比較の基本定理をより直接的に適用することにより、不完全な自由貿易地域、あるいは特恵的関税引き下げが少なくともそれに参加する各国の潜在的経済厚生を高めるためのもっと「現実的」で一般的な条件を述べておきたい。

命題 4 (特惠的関税引下げ):特惠的関税引下げ協定に参加する各国が各自の対外貿易について対域外交易条件を不変に保ち事後的な関税率で評価した関税収入を減らさないように関税率を調整するならば、その潜在的経済厚生は増加するか、少なくとも減少しない。

証明 協定が締結される前の状況を S'', 締結後の状況を S' とする。この協定に参加する i 国に厚生比較の基本定理を適用すると,条件(8)は,仮定によって

$$b''i - b'_i + (q' - q'')e'_{im} \ge 0 (14)$$

となる。命題2の場合と同様に、協定参加国相互間で適切な所得トランスファーが行われるならば この条件は満たされうる。(証明終)

この場合,各国が制御しなければならない目標変数は条件(8)にあらわれる交易条件と関税収入の2つになる。したがって、各国が必要とする手段変数も2つのもの(たとえば、対域外輸入関税と対域内輸入関税の2つ)があれば足りる。命題4の条件のもとで、域外諸国の潜在的厚生は平均的には損なわれないが、域外各国の潜在的厚生は影響を受ける可能性がある。域外諸国全体と特恵地域との交易条件が不変に保たれるとしても、域外各国の交易条件は変化し、しかも域外諸国の間での得失を相殺するような所得トランスファーが行われると想定することはできないし、域外各国の関税収入が減少しないとはいえないからである。

4. おわりに

本稿で新たに導いた命題 2, 3, 4の意義と限界について補足しておきたい。命題 2 は、新たに形成される部分的な自由貿易地域について、命題 3, 4 は部分的でしかも不完全な自由貿易地域の形成について、それぞれが世界ないし参加各国の経済厚生を高めるための十分条件を明らかにしている。そのうち、命題 2, 3 の「域外諸国との貿易量を以前と同じ水準に保つ」という条件、あるいは命題 4 の「対域外交易条件を不変に保つ」という条件は、GATT 第 24 条の「他の締約国に対する関税その他の貿易障壁を従来より厳しくしてはならない」とする規定に一つの解釈を与えるものである。冒頭にも指摘したように、GATT/WTO が加盟国のマーケット・アクセスを拡大し、保証するための機構であるとすれば、この解釈はまさにその理念にふさわしいものである。さらにいえば、アジア・太平洋地域では「オープン・リージョナリズム」(開かれた地域主義)という一見矛盾を含むかにみえるスローガンが標榜されてきたが、命題 3 ないし 4 の条件はその定式化として理解できるかもしれない。過去及び現在のすべての自由貿易地域は部分的なものであり、それらが世界全体の観点から是認されるためには、こうした条件を満たすものでなければならない。かつての GATT、現在の WTO もまた部分的自由貿易地域を形成するものと見ることができる。本稿の分析に照らすならば、そこでの関税引き下げが真の意味でのグローバルな自由化をもたらすといえるためには、少なくとも関係諸国のマーケット・アクセスを侵害するようなものであってはならないのである。

現実に企図されている自由貿易協定がこれらの命題に示された諸条件を満たすかどうかを事前に判断することはおそらく困難であろう。しかし、WTO のような機関が事後的にこの点をチェックし、必要なら協定の修正を求めることはおそらく可能であり、また WTO と RFTA の共存共栄のために望ましいことである。RFTA が経済厚生に及ぼす効果に関する実証研究は、これまでにも少しずつ行われてきた。Feenstra (2004, Chap.6) はそのいくつかの事例を紹介している。また、本特集に収められている若杉・伊藤(2004)は、EU、NAFTA、AFTA、MERCOSUR について、域外諸国との貿易に差別的な影響を及ぼしたかどうかを検証している。今後、このような実証研究がさらに積み上げられていくことを期待したい。

(名誉教授)

参考文献

Bagwell, Kyle and Robert W. Staiger, "The WTO as a Mechanism for Securing Market Access Property Rights: Implications for Global Labor and Environmental Issues," *Journal of Economic Perspective*, 15 (2001): 69-88.

- Feenstra, Robert C. Advanced International Trade: Theory and Evidence, Princeton and Oxford: Princeton University Press, 2004.
- Hoekman, Bernard and Michel Kostecki, The Political Economy of the World Trading System: From GATT to WTO, Oxford: Oxford University Press, 1995.
- Kemp, Murray C., The Pure Theory of International Trade, Englewood CliRs, N.J.: Prentice-Hall, 1964.
- Kemp, Murray C. and Henry Y. Wan, "An Elementary Proposition Concerning the Formation of Customs Unions," *Journal of International Economics*, 6 (1976): 95-97.
- Krishna, Pravin and Arvind Panagaria, "On Necessarily Welfare Enhancing Free Trade Areas," Journal of International Economics, 57 (2002): 353-67.
- McMillan, John, "Does Regional Integration Foster Open Trade? Economic Theory and GATT's Article XXIV," in Regional Integration and the Global Trading System, edited by Kym Anderson and Richard Blackhurst, New York: Harvester Wheatsheaf, 1993.
- Ohyama, Michihiro, "Trade and Welfare in General Equilibrium," Keio Economic Studies 9 (1972): 37-73.
- "Market, Trade and Welfare in General Equilibrium," Japanese Economic Review, 50 (1999): 1-24.
- "The Economic Significance of the GATT/WTO Rules," in *Economic Theory and International Trade*, edited by Alan. D. Woodland, London: Edward Elgar, 2002.
- Tinbergen, Jan, On the Theory of Economic Policy, Amsterdam: North Holland, 1952.
- Vanek, Jaroslav, General Equilibrium of International Discrimination, Cambrigde MA: Harvard University Press, 1965.
- Viner, Jacob, The Customs Union Issue, New York: Carnegie Endowment for International Peace, 1950.
- 大山道広「GATT/WTO ルールの経済的意義」経済研究 50 (1999): 1-10.
- 若杉隆平・伊藤和彦「地域貿易協定と非加盟国の貿易利益——Ohyama の命題と実証分析——」三田学会雑誌 97(2004): 15-34.